

「東邦銀行アプリ」利用規定

「東邦銀行アプリ」利用規定（以下、「本規定」といいます）は、株式会社東邦銀行（以下、「当行」といいます）がお客さまのスマートフォン（以下、「端末」といいます）にダウンロードされたアプリケーション「東邦銀行アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）を利用して提供するサービス（以下、「本サービス」といいます）を、お客さまにご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

お客さまは、本規定に同意していただいた場合に、本アプリをダウンロードし本サービスをご利用いただけます。

1. 本規定の適用範囲

- (1) 本規定は、本サービスを利用する方ご本人（以下、「利用者」といいます）に適用されます。
- (2) 本サービスについては、本規定の定めによるほか、当行が定める以下の取引規定（以下、「関連規定」といいます）により取り扱います。なお、関連規定と本規定とで差異が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

＜関連規定＞

普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、共通規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）単利型、自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）複利型、自由金利型定期預金規定（大口定期）、変動金利定期預金規定、自由満期複利型定期預金（家計名人）規定、休眠預金等活用法に関する預金取引規定、東邦バンクカード規定、東邦バンクカード規定（カードローン用）、振込規定、カードローン規定、とうほう ID 利用規定、WEB通帳サービス規定等

2. 本サービス

本サービスの主な内容は以下のとおりです。

- (1) とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座の残高、入出金明細情報
- (2) とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金からの当行本支店および他行の口座宛の振込取引の提供
- (3) とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金を対象とした振替取引の提供
- (4) とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、カードローン口座から借入する取引、カードローン口座へ返済する取引の提供、および利用明細情報の表示
- (5) 端末への本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン等の情報に係るプッシュ通知機能を利用した通知

3. 利用条件等

(1) 利用対象者

本サービスがご利用いただける方は、とうほう ID のユーザー登録のある個人の利用者となります。

(2) 利用対象口座

本サービスご利用口座は、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座に登録されている口座となります。

(3) 利用時間

本サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。なお、利用時間内であっても、臨時のシステムメンテナンスの実施等により本サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。

(4) 使用できる機器

本アプリは当行所定の端末でのみ、ご利用いただけます。ご利用いただける環境については、当行ホームページでご確認ください。

(5) 利用登録

本サービスの利用を希望する利用者は、本アプリをダウンロードし、本規定に同意していただいたうえで、本サービスの利用登録を行うものとします。

(6) 本アプリの利用およびダウンロード（本アプリのバージョンアップなどの再ダウンロードを含みます）にかかる通信料は利用者のご負担となります。

(7) 当行は、本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

4. 本人確認

本サービスのご利用についての利用者の確認は次の方法により行うものとします。

(1) 本アプリの利用登録時には、とうほう ID のログインによりユーザー名（または店番号および口座番号）とパスワードの一致を確認することで本人確認を行います。そのうえで、ログインパスコードおよび生体認証の設定を行う必要があります。本アプリにログインする際はログインパスワードもしくは生体認証機能にてログインしてください。

(2) ログインパスコード

A. ログインパスコードとは、本アプリにログインする際、とうほう ID の代わりに利用者が登録したログインパスコードを利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。

B. 本アプリの利用登録時には、ログインパスコードを本アプリに登録してください。なお、他人から推測されやすい生年月日や連続した数字は避け、他人に知られないように管理してください。

C. ログインパスコードを失念した場合は、本アプリ上で再度利用登録を行ってください。

(3) 生体認証機能

A. 生体認証機能とは、本アプリにログインする際、とうほう ID の代わりに利用者ご自身の生体情報（利用者の端末に登録されている生体認証機能）を利用者の本人確認の方法として用いる機能をいいます。

B. 生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができます。また、利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している機種であっても、端末自体の制約によりご利用いただけない場合があります。

C. 当行は登録された生体情報自体の取得は行わないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。登録された生体情報および認証データが保存された利用者の端末は、利用者の責任において厳重に管理するものとします。

(4) 届出電話番号による追加認証

A. 届出電話番号による追加認証は、本サービスの利用に際し、当行に届け出いただいた電話番号宛に、ショートメッセージまたは自動音声にて、認証番号が通知され、4. (1) または 4. (2)、4. (3) に定められた本人確認に加えて、通知された認証番号を端末の画面上に入力することにより、本人確認を行う機能をいいます。

B. 通知された認証番号には所定の有効期限があります。有効期限が切れた場合は再度はじめてから操作していただく必要があります。

C. 認証番号は他人に教えないでください。

5. 本サービスの機能

本サービスでは、本アプリを利用して以下の各機能を提供します。

(1) 残高照会

とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座の残高照会ができます。定期預金はお預り番号毎の明細が照会できます。

(2) 入出金明細照会

とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金、カードローンおよび教育ローン（当座貸越）の入出金明細の照会ができます。入出金明細はとうほう ID のユーザー登録月の3か月前の1日にさかのぼって照会することができます。それ以前の入出金明細は照会できません。

(3) 振込・振替

- A. 振込は、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から、当行本支店および他行の口座宛に利用者が指定した金額を振り込むことができます。
- B. 振替は、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金の間で、利用者が指定した金額を振り替えることができます。
- C. 振込資金または振替資金の引落としにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- D. 以下の各号に該当する場合、本サービスの振込・振替のお取扱いはしません。
 - (a) 振込または振替の取引金額が、利用者が指定した口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含む）を超えるとき
 - (b) 利用者が指定した口座が解約されたとき
 - (c) 利用者が指定した口座に対して、支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きを行ったときや、口座名義人より入金禁止の手続きがとられているとき
 - (d) 差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき
 - (e) 本規定に反して、利用されたとき
- E. 取引成立後の変更または取消しはできません。万一、やむをえない事情により、変更または取消しを行う場合には、当行所定の方法に従うものとし、当行の指定する電話センターまたは当行本支店の窓口での手続きが必要となります。
- F. 前記E. にかかる手数料は、各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書の提出なしで「とうほう ID」の代表口座またはサービス利用口座から引落としします。

(4) 定期預金

- A. とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、利用者の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）および貯蓄預金から依頼金額を引き落とし、利用者のサービス利用口座のうち、総合口座定期預金、または通帳制定期預金へ入金することができます。なお、本アプリで預け入れることのできる定期預金の種類は当行所定のものとし、適用金利は入金日における当行所定の金利とします。
- B. とうほう ID のサービス利用口座のうち、総合口座定期預金、または通帳制定期預金を解約し、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、当該定期預金の元利金の入金口座としてあらかじめ指定されている円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）、または貯蓄預金へ入金することができます。
- C. 元利金の入金口座としてあらかじめ指定されている口座がない場合、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、任意の円貨普通預金（決済用普通預金を含みます）または貯蓄預金を元利金の入金口座として指定することができます。
- D. 定期預金の種類や取引の状況によっては、本機能をご利用いただけない場合があります。

(5) カードローン取引

- A. カードローンの借入は、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、対象のカードローン口座から利用者が指定した金額を円貨普通預金、貯蓄預金に入金することで行います。対象のカードローン口座は、カードローン、教育ローン（当座貸越）とします。

B. カードローンの返済は、とうほう ID の代表口座およびサービス利用口座のうち、円貨普通預金、貯蓄預金から利用者が指定した金額を引き落とし、対象のカードローン口座へ入金することで行います。なお、貸越残高を超過する入金はお取り扱いしません。対象のカードローン口座は、カードローン、教育ローン（当座貸越）とします。

C. 当行所定の時間内の借入および返済は即時に取引処理を行います。当行所定の時間以外の借入および返済はお取り扱いしません。

(6) プッシュ通知機能

A. 利用者の端末へ本アプリに関するお知らせや、当行の商品またはサービス、キャンペーン等の情報をプッシュ通知機能にて通知することがあります。

B. プッシュ通知を希望しない場合は、本アプリの設定画面にて通知許可をオフにしてください。

C. 当行からのプッシュ通知は、利用者がプッシュ通知による通知を受領できたか否かに関わらず、通常到達すべき時に、利用者に通知したものとみなします。

6. 取引限度額

振込・振替および税金・各種料金による 1 回あたりおよび 1 日当たりの取引限度額（以下、「振込限度額」といいます）は当行所定の金額とします。振込限度額の確認および引き下げは本アプリから行えますが、振込限度額の引き上げは当行指定の電話センターでの手続が必要となります。

7. 利用の停止・解除

(1) 利用者からの申し出によるサービス利用停止

A. 利用者が本サービスの利用を停止する場合、または利用を希望しない場合には、当行所定の方法によって当行に申し出てください。当行はこの申し出を受けた時は、本サービスの利用を停止する措置を講じます。当行はこの申し出の前に生じた損害については、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きが必要です。手続きが完了するまでは、本サービスはご利用いただけません。

B. 本サービスが利用可能な状態のままとうほう ID を退会されると、本サービスは利用できなくなります。

(2) 当行からのサービス利用停止

A. 本アプリを不正に使用される恐れがあると当行が判断した場合、または、利用者のご利用方法が当行および当行の利用者に対して明らかに不利益を与えると当行が認めた場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。

B. とうほう ID の代表口座が解約された場合、本サービスは利用ができなくなります。また、本サービスご利用口座が解約された場合、当該口座での本サービスの機能は利用できなくなります。

(3) 前各号における措置により利用者の情報が削除されたために生じた損害について当行は一切その責任を負いません。

8. 禁止事項

(1) 利用者は本サービスおよび本アプリを自身による利用のみの目的で利用するものとし、本サービスおよび本アプリに基づく利用者の権利について譲渡、質入れ、第三者の権利を設定すること、第三者に利用させることはできません。

(2) 利用者は本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・修正・蓄積・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれに類する行為を行ってはなりません。

9. 知的財産権等

本アプリにかかる著作権その他一切の知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。

10. 情報利用について

- (1) 本アプリでは、ご登録いただいた情報を元に、プロモーション等を目的とした電子メール配信等を行うことがあります。
- (2) 本サービスでは、本アプリの機能向上等に役立てるため、情報収集ツールとして Firebase Analytics を利用しています。Firebase Analytics では、本アプリの利用状況に関する統計分析など、利用者によりよいサービスを提供していくことを目的として、アプリケーションの利用状況について個人を特定できない形式で収集します。収集された情報は Google 社のプライバシーポリシーに基づき管理されます。Google 社のプライバシーポリシーについては、同社のサイトをご覧ください。当行は Firebase Analytics のサービス利用について責任を負わないものとします。

11. パスワードの盗用等による不正な振込等

- (1) 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」といいます。）については、次の各号の全てに該当する場合、利用者は当行に対して次項に定める補てん対象額の請求を申し出ることが出来ます。
 - A. パスワード等の盗取または不正な振込等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - B. 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。
 - C. 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力していること。
- (2) 前記の申出がなされた場合において、利用者が善意かつ無過失である場合、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象金額」といいます。）を補てんするものとします（なお、利用者が無過失と認められない場合にも一部を補てんすることがあります）。
- (3) 前記（1）、（2）は、前記（1）にかかる当行への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記（2）にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんを行いません。
 - A. 不正な振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - (a) 利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または、家事使用人によって行われたこと。
 - (b) 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。
 - B. パスワードの盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと。
- (5) 当行が前記（2）に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます。）について、利用者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、利用者が、不正な振

込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する権利は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

1 2. 免責事項

- (1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者が生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (2) 端末の紛失盗難その他事故により、本アプリが不正使用され、口座の情報を第三者に閲覧された場合であっても、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 端末の障害、機種変更、端末初期化、電源オフおよび圏外時の利用、通信機械およびコンピュータ等の障害ならびに回線障害により、本サービスの提供が遅延もしくは不能となった場合、これらに関連して利用者に損害が発生したとしても当行は一切の責任を負いません。

1 3. 本規定の変更

- (1) 当行は、法令の定めに従い、利用者の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、利用者の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページ上への公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

1 4. 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

1 5. その他

- (1) 当行は、利用者が本規定に同意することを条件として、本アプリを利用者の端末でのみダウンロードして利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の使用権を無償で許諾するものとします。
- (2) 当行は、利用者が本規定に違反した場合に、いつでも利用者に許諾した本アプリの使用権を停止させ、または使用権を失効させることができるものとします。この場合、利用者は直ちに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。
- (3) 本アプリは、日本その他外国の輸出入規制の対象となる可能性のあるものであり、利用者が本アプリをインストールした端末を日本から国外へ持ち出す際には、関連法令を遵守し、これに違反した行為により生じた問題につき、利用者自身の責任と負担で解決するものとします。

以 上